東大阪市

# 移動支援事業Q&A

利用者向け



東大阪市 福祉部 障害者支援室

障害福祉認定給付課

TEL 06-4309-3184

## (改正履歴)

平成29年10月初稿

平成30年6月改正 現Q28 (旧Q26) 新規追加

令和3年3月改正 Q11、Q18 新規追加、Q5、Q12、Q28、Q30 追記

令和5年4月改正 全面的に改正

## 目次

## 内容

1	.利/	用の条件について1
	Q1	1日あたり利用時間数に制限(上限)はありますか。
	Q2	1日に複数の目的地に行くことはできますか。
	Q3	目的地のみで移動支援の利用はできますか。
	Q4	重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の利用者でも移動支援は利用できます
		か。
	Q5	介護保険の入所者は利用できますか。
	Q6	支給決定された利用時間数の上限を超えて利用することはできますか。
_	. ++	パフの宮田笠田について (************************************
_	<b>2.</b> り	ービスの適用範囲について2
	Q7	犬の散歩は移動支援のサービスの適用範囲に含まれますか。
	Q8	市役所や福祉事務所に手続きに行く場合、移動支援の利用はできますか
	Q9	東大阪市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。
	Q10	D 移動支援で2泊以上の旅行に行くことはできますか。
	Q1 <sup>2</sup>	1 バス旅行等で移動支援を利用できますか。
	Q12	2 冠婚葬祭に利用することはできますか。
	Q13	3 大衆銭湯、スーパー銭湯を目的地として利用することはできますか。
	Q14	4 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはでき
		ますか。
	Q15	5 習い事に付き添いサポートをする間、移動支援として算定することはできますか。
	Q16	6 居宅で遊んで過ごすために利用することはできますか。
	Q17	7 通勤や営業活動に利用することはできますか。
	Q18	3 電動車いすを使用しながら、移動支援を利用することはできますか。
	Q19	9 目的地において支援を必要としない時間が生じたらどうすればいいですか。
	Q20	) 支援を必要としない時間(算定しない時間)が発生した場合、利用者に影響はありますか。 4

3	3.交通	<b>通手段について</b>	5
	Q21	目的地まで車で行くことはできますか。	5
		目的地まで自転車で行くことはできますか。	
4	<b>-</b> .支援	爰の方法について	7
	Q23	利用者の家族が同伴をして利用することはできますか。	7
	Q24	家族である利用者に対し、ガイドヘルパーとして移動支援に従事することはできますか。	7
	Q25	1 人の利用者に 2 人のヘルパーが付き添い利用することはできますか。	7
	Q26	移動支援を利用中に途中でヘルパーが変わって支援することはできますか。	7
5	5.通防	記について	8
		移動支援で通院時や入院・退院時の介助を行うことはできますか。	
	Q28	移動支援で、日中活動事業所から定期通院先に行くことはできますか。	8
	Q29	通院等介助にて医療機関への受診後、余暇目的で買い物に行きたい時に利用することはでき	ます
	た	) <sub>'</sub> 。	9
	Q30	入院中の外泊に利用することはできますか。	9
6	3.通学	🖆・通園について	10
	Q31	通学(学校に通う)には利用できませんが、学習塾等への送迎等では利用できますか。	10
	Q32	学校の送迎バスのバス停までの移動は算定できますか。	10
	Q33	保護者のやむを得ない事情で、緊急的に通学に移動支援が必要になりました。認められるケ	ース
	t	がありますか。	10
	Q34	学校が主催する遠足や運動会が目的地で利用することはできますか。	10
7	7.通列	fについて	11
		短期入所事業所や日中一時支援(日中ショート)事業所の送迎に、移動支援を利用すること	
	5	きますか。	11

Q36	日中活動を行う障害福祉サービス事業所(就労移行、就労継続支援、自立訓練(生活訓練)、地域	活
重	助支援センターⅢ型等)への通所や、障害児通所支援事業所(児童発達支援・医療型児童発達支援	ۥ
放	文課後等デイサービス)への送迎に移動支援を利用することはできますか。	11
Q37	移動支援を行う事業所が運営する障害者、高齢者、児童に係るサービス提供事業所が主催する	活
重	動に利用できますか。またその事業所の同一敷地内での活動に利用することはできますか。	11
O 114	5。奴占について マ	12
	京・終点について1	<b> </b>
Q38	居宅から目的地に移動支援を利用し、その後、家族が目的地に迎えに来た場合、その場でサー	ビ
7	スを終了してもいいですか。	12
Q39	日中活動を行う障害福祉サービス事業所を始点としての利用はできますか。	12
O 移重	カ支援の際に発生するさまざまな費用について1	13
O.195		. 0
Q40	移動支援により生じた交通費は誰が払うのですか。	13
Q41	ガイドヘルパーが一緒に食事をした場合の料金はどうすればいいですか。	13
Q42	他に移動支援事業を利用する上で負担するお金はありますか。	13
Q43	キャンセル料は発生しますか。	13
Q44	外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合、	移
重	助支援の対象となりますか。	14

## 1.利用の条件について

### Q1 1日あたり利用時間数に制限(上限)はありますか。

支給決定を受けた時間数の中で、かつ一日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービスでの利用時間に制限はありません。

## Q2 1日に複数の目的地に行くことはできますか。

移動支援で複数の目的地に行くことはできますが、目的地のうち、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が補助金の算定対象となりません。

- ※「移動支援で認められない行き先」⇒ ガイドラインP5「サービスの適用範囲」参照
- ※通院等介助と移動支援の組み合わせについて⇒ Q29参照

### Q3 目的地のみで移動支援の利用はできますか。

サービスの始点または終点のいずれかは利用者の居宅である必要があるため、目的地のみでの利用はできません。

## Q4 重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の利用者でも移動支援は利用できますか。

重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援には、移動に関する支援がすでに含まれているため、利用できません。

(行動援護の利用が困難な場合で一部移動支援の利用を認めているケースがあります。個別にご相談ください。)

### Q5 介護保険の入所者は利用できますか。

訪問介護を利用できる施設(養護老人ホーム・住宅型有料老人ホーム・ケアハウス・サービス付高齢者向け住宅)は居宅とみなし、利用することができます。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設や介護型有料老人ホームは、利用できません。

## Q6 支給決定された利用時間数の上限を超えて利用することはできますか。

上限を超えて利用者が事業所と契約することはできますが、超えた部分については、補助金の給付はありません。

## 2.サービスの適用範囲について

## Q7 犬の散歩は移動支援のサービスの適用範囲に含まれますか。

利用者本人が犬の散歩のために外出をする場合で、ヘルパーが付き添う必要がある場合適用範囲に含まれますが、ヘルパーが利用者の犬をつれて散歩し、利用者も同伴する場合は、適用範囲に含まれません。

### Q8 市役所や福祉事務所に手続きに行く場合、移動支援の利用はできますか

「社会生活上必要不可欠な外出」に該当するため、利用できます。

障害福祉サービスの「通院等介助」を受けられる方は、そちらの制度をご利用ください。

(通院等介助の「等」に「市役所など」が含まれます)

### Q9 東大阪市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

利用できます。

## Q10 移動支援で2泊以上の旅行に行くことはできますか。

旅行中は、始点も終点も居宅ではありませんが、例外的に移動支援の利用ができます。

なお、旅行の始点または終点は、居宅である必要があります。

#### Q11 バス旅行等で移動支援を利用できますか。

主催者において介助者が手配されない場合であって、常時トイレ介助等の支援が必要な場合には利用できます。ただし、主催者である法人が運営するサービス提供事業所では、利用できません。

## Q12 冠婚葬祭に利用することはできますか。

式場に親族等がいる場合で、親族等の支援がある場合を除き、利用することができます。

## Q13 大衆銭湯、スーパー銭湯を目的地として利用することはできますか。

スーパー銭湯や温泉等の余暇を目的とした入浴であれば利用できます。

居宅介護(身体介護)での入浴介助に要する時間数の不足を補う等の目的では、移動支援を利用することができません。

## Q14 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。したがって、プール内であっても、利用者の安全確保のために一緒に遊泳する等、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、「利用者がひとりでプールの中で遊び、その姿をプールサイドから見守っていた」といった場合は、ガイドヘルパーの業務範囲ではないため移動支援の対象として算定することはできません。

## Q15 習い事に付き添いサポートをする間、移動支援として算定することはできますか。

算定対象となります。

## Q16 居宅で遊んで過ごすために利用することはできますか。

外出を支援する制度のため、利用できません。

### Q17 通勤や営業活動に利用することはできますか。

営利活動や謝礼を伴う営業活動の利用はできません。

## Q18 電動車いすを使用しながら、移動支援を利用することはできますか。

現地で支援が必要な場合(乗り降りがある、買い物かごを持つ必要があるなど)については、利用できます。

### Q19 目的地において支援を必要としない時間が生じたらどうすればいいですか。

次のようなケースで、移動支援の行先や目的によっては、支援を必要としない時間が発生する場合があります。その時間については、事業所は補助金の算定ができません。

- 散髪に行ったが、散髪の最中は支援が不要だった
- 映画館に行ったが、映画上映中は支援が不要だった
- 結婚式に行ったが、利用者の親族で支援が出来たため、支援が不要だった

上記のケースでも、利用者の障害特性により、見守り、声掛け、トイレ等の際の付き添い等が必要で、事業者が「支援が必要」と判断し「支援を行った」場合は、算定しない時間は発生しません。

## Q20 支援を必要としない時間(算定しない時間)が発生した場合、利用者に影響はありますか。

支給決定の時間には、毎月、上限があります。

1回の支援のうち、(Q19)のようなケースで)支援を必要としない時間(事業者が算定しない時間)が発生した場合は、その時間を、別の日の支援に充てることができます。

## 3.交通手段について

## Q21 目的地まで車で行くことはできますか。

原則として、公共交通機関(電車やバス)を利用してください。

公共交通機関を利用できない場合は、車を利用できますが、 以下の点に注意してください。

- 1. 事故等が起きた際の責任の所在につき、利用者・事業所双方が事前に明確にしておいてください。利用者または家族が所有する車を利用する場合も同様です。
- 2. 現地集合・現地解散はできません。始点または終点は居宅である必要があります。
- 3. 目的地での支援が不要な場合、利用することはできません。
  - 例)ドライブを目的として利用する場合 家族が同乗した場合で、現地で家族が支援可能な場合 ⇒Q23参照

また、事業者は、以下の点に注意してください。

- 4. ヘルパーまたは利用者本人が運転している時間は、支援しているとみなされません。 車を利用すること自体はできますが、運転している時間は補助金の算定ができません。居宅および目的地での支援の時間のみ算定(補助金を請求)することになります。 ただし、運転手が別におり、後部座席で利用者を支援しているヘルパーがいる場合は、この限りではありません。
- 5. 事業所の車を利用する場合、福祉有償輸送の車両として登録する等、道路運送法上の許可を得ることを要件とします。

### Q22 目的地まで自転車で行くことはできますか。

自転車を利用すること自体は認められますが、自転車に乗っている時間(移動中の時間)については、事業者は補助金の算定ができません。

事業者は、居宅または目的地での支援の時間のみ算定(補助金を請求)することになります。

なお、現地集合・現地解散はできません。始点または終点が居宅である必要があります。

## <補足:Q21・Q22>交通手段の利用と補助金の算定について

原則:公共交通機関(電車やバス)を利用すること

例外:車・白転車

交通手段	利用	運転している時間の補助金の算定
車	0	×
	(条件)	(例外)
	1 公共交通機関の利用ができないこ	ヘルパーが運転し別のヘルパーが後部
	ک	座席で利用者を支援している場合、算
	2 目的地での支援が必要であること	定可
	3 始点または終点が居宅であること	
車	X	×
家族が同乗する場合	(例外)	(例外)
	上記1~3の条件を満たしたうえで、	介護力がないが運転が可能な家族が運
	家族の介護力が欠如しており、現地で	転し、後部座席でヘルパーが支援して
	の支援ができない場合、利用可	いる場合、算定可
タクシー	0	×
	(条件)	(例外)
	上記1~3の条件を満たしていること	ヘルパーが車内で利用者を支援してい
		る場合、算定可
自転車	0	×
	(条件)	例外なく算定不可
	1 目的地での支援が必要であること	
	2 始点または終点が居宅であること	

## 4.支援の方法について

## Q23 利用者の家族が同伴をして利用することはできますか。

家族支援ができるため、移動支援の利用はできません。

ただし、以下の場合はこの限りではありませんので、利用前に、市役所にご相談ください。

- 1. 家族の介護力が欠如している場合
- 2. 気管切開等で医療的ケアが必要な場合
- 3. 利用者が親で、子の手続きや診察に親の同伴が必須である場合

#### Q24 家族である利用者に対し、ガイドヘルパーとして移動支援に従事することはできますか。

従業者と利用者が配偶者または2親等以内の親族(姻族を含む)の関係にあるときは、サービス提供にあたらせてはならないため、従事できません。

### Q25 1人の利用者に2人のヘルパーが付き添い利用することはできますか。

利用者の身体的理由や行動障害により、一人での支援が困難であると市が認めるケースがあります。行動障害の場合は行動援護の利用、重度の肢体不自由者等の場合には重度訪問介護の利用も考えられるため、併せて相談してください。

### Q26 移動支援を利用中に途中でヘルパーが変わって支援することはできますか。

同じ事業所のヘルパーによる途中交代については、長時間の業務となる場合もあることから、認められます。※その旨、実績記録票に記載をしてください。

同じヘルパーが、複数の事業所に登録している場合に、一方の事業所との契約時間数が不足するという理由から、事業所間の途中交代をすることは、事故等の場合の責任が不明確となるため認められません。

## 5.通院について

## Q27 移動支援で通院時や入院・退院時の介助を行うことはできますか。

通院および入退院については、居宅介護の通院等介助や通院等乗降介助を利用する必要があります。

例外) 以下のケースでは、移動支援を利用できます。

- ・通院等介助の支給決定がない方が事故等にあい、緊急的に医療機関に向かわなければならない 場合
- 通院等介助の支給決定がない方が、緊急的に入院をしなければならない場合

※これらのケースで移動支援の利用が発生する場合、事業者は速やかに市の担当者に連絡する必要があります。

## Q28 移動支援で、日中活動事業所から定期通院先に行くことはできますか。

日中活動事業所からいったん居宅に戻り、居宅から定期通院先に行くことが不合理な場合、日中活動事業所から移動支援を使って直接定期通院先に行くことができます(平成30年7月から:図1)。同じく、病院から居宅に戻り、居宅から日中活動事業所へ行くことが不合理な場合も、病院から移動支援を使って、日中活動事業所へ行くことができます。(令和3年3月から:図2)

ただし、(図1)医療機関に到着後は通院等介助を使って居宅まで戻ること、(図2)居宅から医療機関には通院等介助を利用していくこととし、利用方法は、(図1)または(図2)に限ります。また、この適用を受ける場合、事前に定期通院先の届出が必要です。

 (図1)始点
 経点

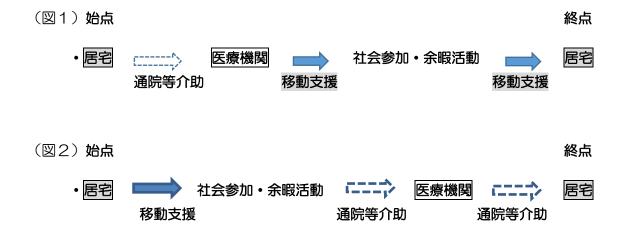
 ・居宅
 日中活動事業所の送迎
 医療機関
 通院等介助
 経点

 ・居宅
 通院等介助
 医療機関
 日中活動事業所の送迎
 居宅

 海院等介助
 移動支援
 日中活動事業所の送迎
 居宅

## Q29 通院等介助にて医療機関への受診後、余暇目的で買い物に行きたい時に利用することはできますか。

障害福祉サービスの通院等介助と移動支援の併用については、次のケースに限り、認めています。(関連Q28)



ただし、以下の点に注意してください。

- 1. 移動支援による通院を認めるものではありません。
- 2. 通院途中に、短時間コンビニ等に立ち寄る場合は、上記の余暇活動に該当しません。 主たる目的は通院であるため、 (移動支援ではなく) 通院等介助となります。

## Q30 入院中の外泊に利用することはできますか。

外泊の場合、病院からの行き帰り、自宅に帰ってからの移動についても利用できます。

なお、この場合の「外泊」とは、入院中に「利用者の居宅」に一旦戻り、泊まることを意味しています。

## 6.通学・通園について

## Q31 通学(学校に通う)には利用できませんが、学習塾等への送迎等では利用できますか。

学習塾、習い事等には利用できます。

教室内で支援をしていないまたは支援が不要な場合は、算定できない時間となります。

### Q32 学校の送迎バスのバス停までの移動は算定できますか。

通学となるため、利用できません(Q31関連)

Q33 保護者のやむを得ない事情で、緊急的に通学に移動支援が必要になりました。認められるケースがありますか。

普段送迎を行っている保護者が、急病で緊急的に入院した場合などは、連続して3日を限度に通学で利用できます。なお、事前の手続き等も不要です。

どうしても支援が必要な場合は、個別具体的なケースとして検討しますので、3日の間に相談して ください。

## Q34 学校が主催する遠足や運動会が目的地で利用することはできますか。

学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、利用できません。

同様に、学校に付き添い授業中のサポートをすることも、学校で対応すべきものとなるため、利用できません。

利用者が親で、子の卒業式や面談等に行くためには利用できます。

## 7.通所について

Q35 短期入所事業所や日中一時支援(日中ショート)事業所の送迎に、移動支援を利用する ことはできますか。

市外の短期入所事業所の場合に限り、送迎する人がいない等やむを得ない場合は利用できます。 (始点・終点のいずれかが居宅である必要があります。)

日中一時支援については、送迎加算が適用されていますので移動支援は利用できません。

Q36 日中活動を行う障害福祉サービス事業所(就労移行、就労継続支援、自立訓練(生活訓練)、地域活動支援センターⅢ型等)への通所や、障害児通所支援事業所(児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス)への送迎に移動支援を利用することはできますか。

日中活動を行う事業所等への通所等については送迎加算があるため、移動支援の利用ができません。

(※日中活動を行う事業所を始点として移動支援を利用する場合では、一部利用を認めています。 ⇒Q39参照)

また、契約前の障害福祉サービス事業所への見学目的では移動支援の利用ができます。

Q37 移動支援を行う事業所が運営する障害者、高齢者、児童に係るサービス提供事業所が主 催する活動に利用できますか。またその事業所の同一敷地内での活動に利用することはでき ますか。

移動支援事業所(運営法人を含む。)が主催する行事等及びその同一敷地内での活動については、 その事業所の本来事業との区別がつきにくいため、移動支援の対象とはなりません。ただし、保護 者会等が主催する活動への参加は利用できますので、個別にご相談ください。

## 8.始点・終点について

Q38 居宅から目的地に移動支援を利用し、その後、家族が目的地に迎えに来た場合、その場でサービスを終了してもいいですか。

始点・終点のいずれかが居宅であれば問題はありません。

そういったケースでは、「家族が最初から支援できなかったか」「片道だけヘルパーが支援する 必要性」等を検討していただく必要があります。

## Q39 日中活動を行う障害福祉サービス事業所を始点としての利用はできますか。

恒常的にならない場合であって、始点または終点を障害福祉サービス事業所にしなければ間に合わないイベント(コンサートや野球観戦など)や、銀行・郵便局等の限られた営業時間内での利用の場合については、移動支援を利用できます。

障害福祉サービス事業所を始点または終点として買い物や散歩等を定期的に行うことは、恒常的な利用とみなされるため、利用できません。

## 9.移動支援の際に発生するさまざまな費用について

### Q40 移動支援により生じた交通費は誰が払うのですか。

利用者宅からの外出にかかる公共交通機関等の交通費については、利用者自身にかかる分及び同行するヘルパーの分も利用者の負担となります。

詳しくは、利用される前に、事業所に確認してください。

### Q41 ガイドヘルパーが一緒に食事をした場合の料金はどうすればいいですか。

原則としてヘルパー自身が負担します。ただし、状況に応じ(高級なレストランに行く際など)、 事業所と調整してください。

なお、ヘルパーと食事をしている間において、利用者への支援が行われていない場合は、算定できない時間となります。

## Q42 他に移動支援事業を利用する上で負担するお金はありますか。

利用に伴って必要となる観劇・映画・コンサートなどの入場料についても、会場内でも支援を行う 必要があることを前提とすると、利用者本人がガイドヘルパーの分も負担することとなります。その他、細かい内容は事業所と契約時に取り決めをしてください。

#### Q43 キャンセル料は発生しますか。

事業所との契約時に取り決めをしておいてください。

## Q44 外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合、移動支援の対象となりますか。

外出していないため、原則対象となりません。

ただし、外出準備を行った後に、利用者の障害特性により、通常は外出が可能な利用者が外出の直前で不安定となり、(ヘルパーが励ましたり一緒に出かけようと働きかけたりしたが)結果として外出できなかった場合は30分を上限に算定可能です。

また、外出中に利用者が不安定となったため帰宅し、そのまま利用者が安定するまで危機回避や見守り等を行った場合についても、帰宅後30分を上限に算定可能です。

なお、単なる天候の問題の場合(外出直前に雨となって戸外での支援ができなくなったような場合 など)においては、キャンセル扱いとなり、算定できません。